

平成27年第1回吉岡町議会定例会会議録第5号

平成27年3月18日（水曜日）

議事日程 第5号

平成27年3月18日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 総務、文教厚生、産業建設各常任委員会議案審査報告
(委員長報告・報告に対する質疑)
- 日程第 2 議案第 1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第 2号 吉岡町情報公開条例及び吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第 3号 吉岡町行政手続条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第 4号 吉岡町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第 5号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第 6号 吉岡町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第 7号 吉岡町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第 8号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 10 議案第 9号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 11 議案第 10号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(討論・表決)

- 日程第 1 2 議案第 1 1 号 吉岡町認知症対応型共同生活介護の人員等に関する基準並びに吉岡町介護予防認知症対応型共同生活介護の人員等及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を廃止する条例
(討論・表決)
- 日程第 1 3 議案第 1 2 号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
(討論・表決)
- 日程第 1 4 議案第 1 3 号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定
(討論・表決)
- 日程第 1 5 議案第 1 4 号 吉岡町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定
(討論・表決)
- 日程第 1 6 議案第 1 5 号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 1 7 議案第 1 6 号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 1 8 議案第 1 7 号 吉岡町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 1 9 発議第 1 号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 2 0 発委第 2 号 吉岡町議会基本条例の制定
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 町道路線の認定・廃止について
(討論・表決)
- 日程第 2 2 同意第 1 号 吉岡町公平委員会委員の選任について
(討論・表決)
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 平成 2 6 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 8 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 4 議案第 3 6 号 平成 2 6 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 9 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 5 議案第 2 0 号 平成 2 6 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
(討論・表決)

- 日程第26 議案第21号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
（討論・表決）
- 日程第27 議案第22号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
（討論・表決）
- 日程第28 議案第23号 平成26年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
（討論・表決）
- 日程第29 議案第24号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
（討論・表決）
- 日程第30 議案第25号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
（討論・表決）
- 日程第31 議案第26号 平成26年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）
（討論・表決）
- 日程第32 予算決算、総務、文教厚生、産業建設各常任委員会議案審査報告
（委員長報告・報告に対する質疑）
- 日程第33 議案第27号 平成27年度吉岡町一般会計予算
（討論・表決）
- 日程第34 議案第28号 平成27年度吉岡町学校給食事業特別会計予算
（討論・表決）
- 日程第35 議案第29号 平成27年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算
（討論・表決）
- 日程第36 議案第30号 平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算
（討論・表決）
- 日程第37 議案第31号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算
（討論・表決）
- 日程第38 議案第32号 平成27年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
（討論・表決）
- 日程第39 議案第33号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計予算
（討論・表決）
- 日程第40 議案第34号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算
（討論・表決）
- 日程第41 議案第35号 平成27年度吉岡町水道事業会計予算
（討論・表決）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	飯島衛君	2番	金谷重男君
3番	岩崎信幸君	4番	平形薫君
5番	山畑祐男君	6番	栗田俊彦君
7番	宇都宮敬三君	8番	馬場周二君
9番	石倉實君	10番	小池春雄君
11番	岸祐次君	12番	小林一喜君
13番	神宮隆君	14番	齋木輝彦君
15番	南雲吉雄君	16番	近藤保君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	森田潔君
財務課長	小渕莊作君	町民生活課長	大井力君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	富岡輝明君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	南雲尚雄君
教育委員会事務局長	大澤弘幸君		

事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 青木史枝

開 議

午前9時30分開議

議長（近藤 保君） 皆さん、おはようございます。平成27年第1回吉岡町議会定例会が最終日となりました。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前にお知らせします。

委員長報告は議事日程第1と第32と2回に分けて行っていただきます。日程第1では、主に条例関連と平成26年度各会計の補正予算関連であります。日程第32においては、平成27年度各会計の当初予算を予定しておりますので、委員長にはよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事日程（第5号）により会議を進めます。

日程第1 総務、文教厚生、産業建設各常任委員会議案審査報告

議長（近藤 保君） 日程第1、総務、文教厚生、産業建設各常任委員会審査報告を議題とします。

委員会報告を求めます。

最初に、総務常任委員会であります。岸委員長には、付託した条例に関する議案、同意議案、補正予算議案について、各委員長報告をお願いします。

岸議員。

〔総務常任委員会委員長 岸 祐次君登壇〕

総務常任委員長（岸 祐次君） 11番岸です。それでは、総務常任委員会の議案審査報告を行います。

定例会開会日3月2日及び3月11日、議長より付託されました議案10件、同意1件、発議1件につきまして、3月12日木曜日午前9時半から委員会室において、委員全員、議長、それから執行側からは町長、副町長、教育長、所管課長、局長、室長の出席をいただき、審査をいたしましたので、審査の概要と結果をご報告いたします。

議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議は、東毛広域市町村圏整備組合の解散による規約変更等であり、採決の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第2号 吉岡町情報公開条例及び吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、採決の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第3号 吉岡町行政手続条例の一部を改正する条例は、特定独立行政法人が行政執

行法人に改められたための一部改正であり、採決の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第4号 吉岡町教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律施行によるもので、採決の結果、原案適正と認め全会一致可決であります。

議案第5号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例は、採決の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第6号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、採決の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第7号 吉岡町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例は、採決の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

発議第1号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例は、採決の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

それから、同意第1号 吉岡町公平委員会委員の選任について、森田裕博さんについては、採決の結果、全会一致同意であります。

議案第19号 平成26年度吉岡町一般会計予算（第8号）は、委員から上毛新聞に一般会計補正予算2億4,000万円を減額する記事が掲載されました。住民への説明をどういうふうにするのか質疑あり、執行からは、昨年2月の大雪被害額や、年度末による金額確定による減額であるとの答弁でした。また、繰越明許では、吉岡町第四保育園の工事の進捗状況について確認があり、工事期間は1月20日から9月18日まで、完成は9月20日予定であるとの答弁でした。採決の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第36号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第9号）は、委員からは、プレミアム付き商品券発行について、吉岡町の世帯数は7,266世帯で、発行は7,000冊、不足分の追加予算はできないかとの質疑があり、申し込みはがきを全戸に配布し、抽せんにより配布するので、追加は考えていないとの答弁でありました。また、道の駅に情報発信無料ワイファイスポットが設置されるが、役場庁舎内への設置拡大を求める意見があり、今後の検討課題となりました。採決の結果は原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第23号 平成26年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、採決の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

以上、報告いたします。

議長（近藤 保君） 岸委員長には、付託した条例に関する議案、同意議案、補正予算について

報告をいただきました。岸委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

岸委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会小林委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林一喜君登壇〕

文教厚生常任委員長（小林一喜君） 12番小林です。これより文教厚生常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会では、3月16日月曜日、午前9時30分より委員会室において、委員5名全員、議長、執行側より町長、副町長、教育長、所管課長、局長及び室長の出席のもと、3月2日、本会議において議長より付託されました議案15件を審査いたしました。

初めに、議案第8号から議案第17号までの8議案の条例の制定、改正、廃止と、議案第21号から議案第25号までの3議案の平成26年度特別会計補正予算の審査報告をいたします。

議案第8号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、歳出に見合った財源確保を図り、健全な財政運営を実施するためでありまして、主なものは第4条を削除、第7条の1を削除、第9条の1を削除でありまして、採決の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第9号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例、これは介護保険制度の財政安定化を図るため、保険料率の改正が必要になったこと及び介護保険法改正による地域支援事業の改正に対応するためであります。これは委員からは、被保険者の負担が上がるため、第1、第2段階の人は払えない状況だと。一般会計からの繰り入れはできないのだろうか。町独自の改定は考えられないか等々質問がありましたが、町からは、負担割合は変えられない。町からの繰り入れは違法であるが、低所得者の負担は軽くすると答えておりました。採決の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決であります。

次に、議案第10号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、改正が必要になったためであります。委員からは、専門職から一般に移行させるが不安はないかとか、将来どのような想定をしているのかの問いに、町は、地域力を生かしたサロン事業などを推進していきたい。と答えております。採決の結果、

原案適正と認め、賛成多数で可決であります。

議案第11号 吉岡町認知症対応型共同生活介護の人員等に関する基準並びに吉岡町介護予防認知症対応型共同生活介護の人員等及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を廃止する条例であります。これは、地域密着型サービス全てを網羅する条例を議案第12号、議案第13号、議案第14号で新規に制定する必要から、現行の条例を廃止するためでありまして、採決の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第12号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営の基準を定める必要があるためでありまして、これは第1章総則から、第10章委任まで、202条の82ページにわたり制定されております。採決の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第13号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定です。これは指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備、運営の基準等を定める必要があるためでありまして、採決の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第14号 吉岡町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定であります。指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める必要があるため、申請者の資格は法人であるものとする。採決の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第17号 吉岡町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律により、社会教育法の一部が改正されたためであり、委員は教育委員会が委嘱することを条例で定めたものであります。採決の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第21号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、主なものは2款保険給付費1項療養諸費の3,623万8,000円の増などによるものです。採決の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第24号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、主なものは、2款保険給付費1項介護サービス等諸費の2,000万4,000円の増などによるものです。採決の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第25号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金の344万7,000円の減などによるものです。採決の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

以上、審査報告を終わります。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小林委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会神宮委員長、お願いします。同様にお願いします。

〔産業建設常任委員会委員長 神宮 隆君登壇〕

産業建設常任委員長（神宮 隆君） 13番神宮です。産業建設常任委員会審議結果を報告いたします。

産業建設常任委員会では、3月2日及び3日、本会議において付託された議案9件について、3月17日午前9時30分より委員会室において、全委員、議長、そして執行側からは町長、副町長、所管課長及び室長出席のもとで審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第15号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例は、風俗営業及び暴力団排除措置条例の追加並びに保証人に係る規定の改正並びに融資期間の特別措置の延長に伴う群馬県小口資金融資促進制度要綱の改正のためのものです。平成26年中は10件の取り扱いの融資をしているということであり、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第16号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例、下水道施行令の一部が改正されたため、カドミウム及びその化合物1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラムを0.03ミリグラムに改正するものであります。町で4カ所、県央で4カ所サンプル調査をしているということがございます。原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第18号 町道路線の認定・廃止については、まず、認定路線は11路線で、そのうち10路線は、住宅等で寄附行為によるものであります。1路線は側道です。廃止1路線は、県道前橋南新井線と重複しているためであります。原案適正と認め、全会一致で認定です。

議案第20号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、長寿命化計画策定業務の見直しなどのため、4,268万2,000円の減額補正で、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第22号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、炭化施設不使用などのため、438万7,000円の減額補正です。汚泥からは放射能は出ていないが、炭化処理すると180マイクロシーベルト、基準よりは少ないということ

であります。4月にも汚泥実験をする予定とのことでもあります。原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第26号 平成26年度吉岡町水道事業会計補正予算(第4号)、年間給水量の減少で営業収益が減り、収益的収入1,867万9,000円、支出389万2,000円の減額、資本的収入200万円、資本的支出885万4,000円の減額補正であります。原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上、産業建設関係の結果報告を終わります。

議長(近藤 保君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

神宮委員長、ご苦労さまでした。

日程第2 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長(近藤 保君) 日程第2、議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決しました。

日程第3 議案第2号 吉岡町情報公開条例及び吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議長(近藤 保君) 日程第3、議案第2号 吉岡町情報公開条例及び吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 吉岡町行政手続条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第4、議案第3号 吉岡町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 吉岡町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例

議長（近藤 保君） 日程第5、議案第4号 吉岡町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第6、議案第5号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第7、議案第6号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 吉岡町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第8、議案第7号 吉岡町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第9、議案第8号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） それでは、議案第8号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論を行います。

今回の条例改正は、9%の引き下げで世帯当たり1万8,538円、1人当たり9,899円であります。国保税は支払い能力の限界を超えています。加入者負担の軽減のために一般会計からの繰り入れを求めつつ賛成討論といたします。

議長（近藤 保君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第8号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第10、議案第9号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君登壇〕

10番（小池春雄君） 議案第9号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行います。

昨年介護保険法の改正が行われ、要支援者の保険外し、特養ホームの入所者が原則要介護3以上となり、一定所得の人の利用料が2倍にもなります。介護関係者や多くの人たちから不安の声が出ています。介護保険制度は、発足以来15年が経過しますが、この間に5回の料金改定が行われてきました。毎回改定のたびに値上げされ、その金額は平均で当初2,583円、これが5回目の今回で6,000円であり、倍以上となっております。年金額が世帯で80万円以下の家庭でも1人3万6,000円です。これまで年金が少ないのに、介護保険料と後期高齢者保険を引かれたら生活できない。こういう声がたくさんあります。一般会計からの繰り入れや、療養負担で低所得者に対して高齢者が安心して生活できるよう強く求めるものであります。

なお、介護保険法の改正に伴い、関連のあります議案第10号、30号は、同趣旨ですので、あわせての反対討論といたします。

議長（近藤 保君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第8号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

〔「なし」の声あり〕

日程第11 議案第10号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第11、議案第10号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第10号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 吉岡町認知症対応型共同生活介護の人員等に関する基準並びに吉岡町介護予防認知症対応型共同生活介護の人員等及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を廃止する条例

議長（近藤 保君） 日程第12、議案第11号 吉岡町認知症対応型共同生活介護の人員等に関する基準並びに吉岡町介護予防認知症対応型共同生活介護の人員等及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を廃止する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

議長（近藤 保君） 日程第13、議案第12号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数です。

よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定

議長（近藤 保君） 日程第14、議案第13号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数です。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 吉岡町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定

議長（近藤 保君） 日程第15、議案第14号 吉岡町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数です。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第16、議案第15号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第15号を、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第16号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第17、議案第16号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第16号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第17号 吉岡町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第18、議案第17号 吉岡町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第17号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 発議第1号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第19、発議第1号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決でございます。

発議第1号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 発委第2号 吉岡町議会基本条例の制定

議長（近藤 保君） 日程第20、発委第2号 吉岡町議会基本条例の制定を議題とします。

この発委第2号は、議会活性化特別委員会からの委員会発議であります。

委員長の提案理由の説明を求めます。

齋木委員長。

〔議会活性化特別委員長 齋木輝彦君登壇〕

議会活性化特別委員長（齋木輝彦君） それでは、発委第2号 吉岡町議会基本条例の制定を申し上げます。

標記の議案を、別紙のとおり地方自治法109条第6項及び吉岡町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成27年3月18日。

吉岡町議会議長、近藤 保様。

吉岡町議会活性化特別委員会委員長、齋木輝彦。

提案理由、町民の負託と信頼に的確に応えるため、議会に関する基本的な事項を定めた本町議会における最高規範として、議会基本条例を制定するものである。

これがこの条例案を提出する理由であります。

吉岡町議会基本条例、

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 町民と議会の関係（第4条・第5条）

第4章 町長等と議会の関係（第6条から第9条）

第5章 議会の機能強化（第10条・第11条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第12条から第14条）

第7章 議員の身分及び待遇並びに政治倫理（第15条から第17条）

第8章 最高規範性並びに検証及び見直し手続（第18条から第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本的事項を定めることにより、町民に対しての開かれた議会の在り方その他の議会に関する事項を基本にした吉岡町の持続的で豊かなまちづくりの実現に貢献することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 吉岡町議会（以下「議会」という。）は、次に定める原則に基づき活動するものとする。

（1）町政運営が適正に行われているかを常に監視し、検証及び評価すること。

（2）町民の多様な意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言に努めること。

（議員の活動原則）

第3条 吉岡町議会議員（以下「議員」という。）は、次に定める原則に基づき活動するものとする。

（1）議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を積極的に行い、議案の表決に当たっては、自らの賛否の理由を明らかにするよう努めること。

(2) 一部の団体及び地域にとらわれず、町民全体の生活の向上を目指して活動すること。

(3) 地域や町政の課題について、町民の多様な意見を政策形成に反映できるよう政策立案能力を高め、積極的に政策の提言提案を行うこと。

第3章 町民と議会の関係

(町民と議会の関係)

第4条 議会は、透明性及び信頼性を高め、町民に対して開かれた議会の運営を行わなければならない。

2 議員は、町民に対して自らの議員活動について説明責任を果たすよう努めなければならない。

(町民の議会参画の推進)

第5条 議会は、次に定める事項に留意し、町民の議会参画を推進するものとする。

(1) 会議等は、議事の都合により必要があると認めるときを除き、原則として公開すること。

(2) 積極的な情報の公開及び資料の提供に努めること。

(3) 町民の議会参画の推進に当たっては、公平性及び公正性を保持するよう配慮すること。

2 議員は、町民の議会参画を推進するため、請願及び陳情は、町民発議ととらえ審議に努めるものとする。

3 請願及び陳情の取扱いに関する事項は、別に定める。

第4章 町長等と議会の関係

(町長等と議会の関係)

第6条 議会と町長及び執行機関の職員等（以下「町長等」という。）は、二元代表制の下、互いの役割を尊重しつつ緊張ある適切な関係を保持し、共通の使命を果たすため、それぞれが持つ機能を有効に発揮しなければならない。

(会議等における質疑応答並びに反問及び反論)

第7条 会議等における質疑及び質問（以下「質疑等」という。）は、一問一答の方式で行うものとする。

2 議長から本会議、常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質疑等に対して議長又は委員長の許可を得て、論点・争点を明確にするための反問をすることができる。

3 町長等は、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正又は決議等に対して、議長又は委員長の許可を得て信義を踏まえ反論することができる。

4 反問及び反論の取扱いに関する事項は、別に定める。

(政策等の提案方法)

第8条 議会は、町長等に対して、計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）を議会に提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に定める事項について説明するよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景及び原因
- (2) 他の自治体の類似する政策との比較及び検討
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 政策等の実施に係る財源措置
- (5) 将来にわたる政策等の効果及び費用の推計

2 議会は、前項の政策等の審議に当たっては、それらの政策等の水準を高めるため、立案及び執行における論点・争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第9条 議会は、予算及び決算を審議に付するに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい政策等の説明資料を町長に求めるものとする。

第5章 議会の機能強化

(議決事件の追加指定)

第10条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項に規定する議会の議決事件は、次に定めるとおりとし、町政全般における重要な計画等の策定又は変更について、議会と町長等がともに町民の視点に立った透明性の高い町政運営に資するものとする。

- (1) 吉岡町総合計画基本構想
- (2) 吉岡町都市計画マスタープラン
- (3) 友好都市又は姉妹都市等の提携又は締結

(自由討議の活用)

第11条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の討議を重視し活発に進めるものとする。

2 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会において、議員提出議案、町長提出議案、請願及び陳情等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由かつ達な討議により議論を尽くして、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前2項の規定による議員相互間の自由かつ達な討議を拡大するため、政策、条例及び意見書等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第12条 議会は、議員の政策形成及び政策立案機能の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、学識経験者の助言、他の自治体に対する調査その他の政策研究の機会を積極的に設けなければならない。

3 議会は、必要に応じて町民等を含む研究会の開催を行うものとする。

(議会の広報)

第13条 議会は、町政に関する重要な情報を、議会独自の視点から、町民に対して迅速に周知するよう努めなければならない。

2 議会は、情報技術の発達等を踏まえた多様な広報手段を積極的に活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第14条 議会は、議員の政策形成及び政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能を積極的に強化するよう努めるものとする。

第7章 議員の身分及び待遇並びに政治倫理

(議員定数)

第15条 議員定数に関する事項は、別に条例で定める。

2 吉岡町議会議員定数条例（平成14年吉岡町条例第27号）の改正は、町長が提案する場合又は、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して議員又は委員会が提案するものとする。

(議員報酬)

第16条 議員報酬に関する事項は、別に条例で定める。

2 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年吉岡町条例第45号）の改正は、町長が提案する場合又は法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、吉岡町特別職報酬等審議会の意見を参考にし、改正理由の説明を付して議員又は委員会が提案するものとする。

(議員の政治倫理)

第17条 議員の政治倫理に関する事項は、別に条例で定める。

第8章 最高規範性並びに検証及び見直し手続

(最高規範性)

第18条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則及び規程等を制定してはならない。

(議会及び議員の責務)

第19条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則及び規程等を遵守し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(議長の責務)

第20条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持しつつ、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、法第101条第2項の規定に基づき、町長に対し、速やかに臨時会の招集を請求するものとする。

(検証及び研修)

第21条 議会は、議会改革を不断に実行するため、必要に応じて、議会内容及びこの条例の実施状況を検証しなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、この条例について研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第22条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の規定による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に策定等されている第10条に規定する計画等については、施行日に第10条の規定により策定等された議決事件とみなす。

以上であります。この上程に当たり、活性化委員会では、視察3カ所、合計12回の委員会協議と、全員協議会3回ほどを開催し、基本条例を策定いたしました。各議員が従来の活動を超えて、さらに自己研さんのもとより、議会集約と改革を進めていくことが大事であります。今後の議会運営の定礎となるので、委員会としての提出をもたらしたものです。よろしく申し上げます。

議長(近藤 保君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

山畑議員。

〔5番 山畑祐男君発言〕

5 番（山畑祐男君） 2点ほど質問させていただきます。

まず、第7条第4項、反問及び反論の取り扱いに関する事項は別に定めると書いてあります。この基本条例自体は、私としては、本当にこれは必要だと思っております。ただ、その中で、この基本条例は、第18条で最高規範というふうに位置づけております。なおかつ施行が平成27年4月1日から施行すると書いてあります。もうすぐに6月の議会が入ってくると思いますが、その間までにつくればいいんでしょうけれども、この反問及び反論の取り扱いに関する事項、この反論、反問は非常に大切な事項だと思います。これを別に定めるといふふうにありますので、別にあれば、今開示していただきたいと思っております。

もう1点、第22条、議会は一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとしてあります。この一般選挙を経た任期開始後ということは、今で言えば、統一地方選挙が終わった後速やかにということだと理解、解釈いたしますが、そのときの議員の皆様が必ずしも、旧議員方たちがいるとは限っておりません。その場合に、新しく来た人たちが、この条例が達成されているかどうかは、検討はできますけれども、資料を精査しながらやると、膨大な時間がかかり、大変な苦勞を課するものであると思います。むしろ任期開始後ではなく、任期満了1年とか、そういったところで反省という面でこの検討をするのならば理解できるんですけども、その辺の検討はいかが解釈すればよろしいのか、お尋ねいたします。

議長（近藤 保君） 齋木委員長。

〔議会活性化特別委員長 齋木輝彦君登壇〕

議会活性化特別委員長（齋木輝彦君） まず、第7条の反問、反論ということですがけれども、これは全協において、3度ほど説明をして、審議をした中です。ここにおいては、細かいことについてはお答えすることはできません。既にもう皆さんに提示してあって、説明してあるわけですから、ということでご理解をお願いしたいと思います。

それと、第22条の一般選挙を経たということですがことごとくは、この目的が達成しているかと。すぐにこの出た選挙を経た後に、この条例を皆さんで確認をして、読んで、理解をしていただくということになるかと思っております。そして、該当しているか、していないかということを確認していただければと思います。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2 番（金谷重男君） 2番金谷です。2つお尋ねします。

1つは、一般的には、議会基本条例が制定される場合において、議会だけで決めてしまうというふうな、そういった傾向はないわけですね。パブリックコメント等を実施して、町民に意見を聞くという、そういうことが一般的にはこの議会基本条例を制定する場合には織り込まれているんですけども、こういったスケジュール的なものはもうこの中で組まれたかどうかということと。

それから、提出されるときに委員会の中での意見の分かれがあったというふうなことを聞きました。この点の相違点というところがどんなものだったかお聞きしたいんですけども。2点です。

議長（近藤 保君） 齋木委員長。

〔議会活性化特別委員長 齋木輝彦君登壇〕

議会活性化特別委員長（齋木輝彦君） 今回の質問は、町民等の声を聞いたかということですが、時間的余裕が少なく、確かに町民と議会との関係については、今後のこの条例を制定した後にそういうものを加えていってもらえればと思っ、パブリックコメント等は行う余裕がございませんでした。

それから、委員会の中でも異論があったんじゃないかという質問だと思いますけれども、そのものについては、基本条例を制定することについては問題ないが、さっき質問もありました反論、反問、それと請願、陳情について、少し委員の中でもいろいろなディスカッションがあったことは事実です。しかし、これを取りまとめて、この条例をつくって、これがこの吉岡町の議会の定礎、もとなればいいと。あとは後の人に改良なり、改正なりをしてもらう、つけ加えるということで決しているわけですけども。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 3点ばかりお伺いさせていただきます。

1つは、町民の報告の関係で、いろいろ視察したところでは議会報告会を年1回以上町民の意見を聞いたりしているということをして設けているところがあります。その町民との報告会の関係はどのようになっておりますか。

それから次に、この10条の関係で、これは総合計画マスタープランということで3項目ばかり入っていますけれども、もっとほかにもあるのではないかと、地域防災計画や何かも必要なんじゃないかという感じがいたします。こういうほかのもっと全協で聞いただけでなかなか検討の細かく見ているものはなかったものですから、その辺はちょっと疑問があります。

それから、ほかの基本条例を定めるところを見ると、二十数回、3年近くかかってそれをたたいて、京都の精華町なんか成立させているんですけれども、その辺の期間がまだ十分でないような感じがするので、その辺の検討状況もあわせてお伺いします。以上です。

議長（近藤 保君） 齋木委員長。

〔議会活性化特別委員長 齋木輝彦君登壇〕

議会活性化特別委員長（齋木輝彦君） まず最初の町民との報告会とか、ここには含まれていないじゃないかという、確におっしゃるとおり、これは今後これを定礎にもととしていただいて、時間的余裕がなかったもので、この委員会を設立したのは平成25年6月17日です。その以降、協議を重ねてきたわけですけれども、そこまでに実際手が及ばなかったという、今後これを定礎にして、よりよいものに改正していただければと思っております。

それと、第10条の議会の議決事項ですけれども、幾つかほかの町村でもいっぱいあるんですけれども、時に吉岡町については、最低限吉岡町の方角を向く総合計画とマスタープラン、これらについては、どうしても議決事項に入れようということで、いっぱい入れればあるんですけれども、その中でもいろいろな議論がされました。そこまでは必要じゃないのか、いやこれも入れたほうがいいというのがありました。最低限この3つぐらいはということで決定を見たものです。

それと、時間的、確におっしゃるとおり、ほかの自治体へ行ったときには、何年もかけて議員の改選があっても、それを持ち込んで、引き続き検討したという自治体もあります。ただ、今回の場合、私たちの任期がもう間もなく終了するところについて、最低限のものだけ上げて、皆さん、これつくって、後を生かしてもらおうと。そういうところで時間的余裕もなかったけれども、議論がそういうほかのもっと熟慮というか、確かにそれは少ないということはあるかと思えます。そういうことです。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許可します。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君登壇〕

2番（金谷重男君） 2番金谷です。発委第2号 議会基本条例の制定に関して、反対の立場で討論を行います。

議会の最高規範と言われる議会基本条例ですが、他の町村の例を見ますと、採択までのスケジュールに町民への情報開示と意見集約、パブリックコメントが盛り込まれておりま

す。現状ではこの点が欠如しているものと思われます。議会活性化委員会のご尽力には、頭が下がる思いですが、委員会での本案提案に関しても、委員長裁決で提出とのことで、全会一致が見られなかったということを注視します。ぜひとも町民の意見を盛り込んだ基本条例に仕上げていただきたいと思いますので、次の議会で議会基本条例を採択していただければと思います。

以上です。

議長（近藤 保君） 次に、原案に賛成の発言を許可します。

平形議員。

〔4番 平形 薫君登壇〕

4番（平形 薫君） 4番平形です。私はただいま上程されております発委について賛成の立場からの討論を行います。

活性化委員会は、平成25年6月から1年9カ月にわたり先ほど委員長からもありましたように委員会12回、他町村への視察研修、あるいは全員協議会を数回開いて、この議会基本条例の調査研究を行ってきました。委員会での議論は十分に尽くされているというふうには私は思います。この基本条例の主幹、要点、これは8条にあると思います。すなわち、町長等が計画、政策、施策などを提案するときには、その背景及び原因、他の自治体との比較及び検討、財源措置、将来にわたる効果及び費用の推計などについて説明をしていただくことにあります。この本定例会の冒頭で、一般会計当初予算の質疑の際に、親水公園整備事業について、基本構想策定業務を委託するのは、順序がおかしいのではないかと発言がありました。町の基本構想があつて、それを議会で議論して、それでとりあえず業者にプランニングをお願いしよう、進めましょうというのが順序ではないかということです。まさにこの議論を可能にするのがこの基本条例です。全員協議会の中で、町長へ反論権を与えることについての議論がされました。誤解のないように説明を重ねますが、反論権は、議員や委員会から提案される条例、それから決議などの場合に限定されております。一般質問などではできません。当たり前のことですがけれども、表決には加われません。

また、反論権は先ほど説明がありましたように、規定であり、全員協議会において協議し、定めるものとしております。間もなく議会は、ビデオ・オン・デマンドによるインターネット配信が始まります。町民と議会の距離は格段に近くなるというふうには思われます。開かれた議会にするためには、この基本条例はぜひとも必要なツールであるというふうには私は思います。

議員皆様のご賛同をお願いしまして、賛成討論を終わります。

議長（近藤 保君） 次に、原案に反対の発言を許可します。

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

発委第2号に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとります。再開は11時とします。

午前10時44分休憩

午前10時58分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第21 議案第18号 町道路線の認定・廃止について

議長（近藤 保君） 日程第21、議案第18号 町道路線の認定・廃止についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 同意第1号 吉岡町公平委員会委員の選任について

議長（近藤 保君） 日程第22、同意第1号 吉岡町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

同意第1号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第19号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第8号）

議長（近藤 保君） 日程第23、議案第19号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第19号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第36号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第9号）

議長（近藤 保君） 日程第24、議案第36号 平成26年度吉岡町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第36号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第20号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（近藤 保君） 日程第25、議案第20号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第21号 平成26年度吉岡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（近藤 保君） 日程第26、議案第21号 平成26年度吉岡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第21号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第22号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

議長（近藤 保君） 日程第27、議案第22号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第23号 平成26年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議長（近藤 保君） 日程第28、議案第23号 平成26年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第29 議案第24号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（近藤 保君） 日程第29、議案第24号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第24号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長(近藤 保君) 起立多数。

よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

**日程第30 議案第25号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第3号)**

議長(近藤 保君) 日程第30、議案第25号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(近藤 保君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第25号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長(近藤 保君) 起立多数。

よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第31 議案第26号 平成26年度吉岡町水道事業会計補正予算(第4号)

議長(近藤 保君) 日程第31、議案第26号 平成26年度吉岡町水道事業会計補正予算(第4号)を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(近藤 保君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(近藤 保君) 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第32 予算決算、総務、文教厚生、産業建設各常任委員会議案審査報告

議長(近藤 保君) 日程第32、予算決算、総務、文教厚生、産業建設各常任委員会議案審査

報告を議題とします。

委員長報告を求めます。

最初に、予算決算常任委員会、齋木委員長、お願いします。齋木議員。

[予算決算常任委員会委員長 齋木輝彦君登壇]

予算決算常任委員長（齋木輝彦君） 予算決算常任委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会に付託されました議案第27号 平成27年度吉岡町一般会計予算に対する委員会報告を行います。

去る3月5日、6日、9日と3日間にわたり、午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長、執行側から町長、副町長、教育長、関係課長、室長の出席のもと、説明資料などを参考にして、予算書の款、項、目とありますが、目ごとに慎重に審査をいたしました。

5日は主に歳入とし、午後一部歳出にも及びました。歳入では特に、町民税の確保と収納率、滞納の改善策、不納欠損問題などに質疑が多くありました。特に固定資産税では、空き家対策など、地方交付税、土木費国庫補助金、湧水対策基金、財政調整基金の繰入金等であります。

6日と7日は、歳出を行い、総務管理費では、人事評価制度、吉岡広報、財産管理費、乗り合いバス、防犯カメラ、交通対策、ナンバー制度など、国勢調査、民生費では、老人福祉や障害者福祉、児童保育費、学童保育など、衛生費では健康No.1プロジェクト、ごみ収集委託料など、農業費では道の駅、群馬用水関係、地籍調査、土木費では新設改修道路や、橋りょうについて、都市計画費では、大きな事業の一つである城山防災公園、また駒寄インターチェンジの大型化については、前橋市との協議の状況、午王頭川の親水公園など、説明を受けてから質疑を交わしました。消防費では、団員確保や無線のデジタル化などでありました。教育費では、マイタウンティーチャー、見守り隊、給食費への繰出金、駒小のトイレ改修、スクールバス、中体連補助金、社会教育費では、大樹町との交流事業、図書館費など、保健体育費では、八幡山グラウンド整備拡張の説明を受け、補助金などの質疑が多くありました。また、社会体育館の改修などでもありました。多岐にわたるので、ほかに質問の及んだ箇所もありますが、おおむね以上のとおりであります。

9日、再度歳入歳出を含め、総括質疑を行い、採決の結果、全会一致で可決であります。なお、本委員会では、次のような要望書を提出することを決定をいたしました。

一つ、自主財源比率の向上を目指し、最大限の努力を図られたい。

一つ、長期にわたる3大事業である南下城山防災公園整備、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化、八幡山グラウンド拡張事業は、財政に配慮しながら、よりよい方向に進められるよう努められたい。

一つ、子育て環境と福祉のさらなる充実を図りたい。

以上を審査報告と要望事項を含め、委員長報告といたします。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

齋木委員長、ご苦労さまでした。

次に、総務常任委員会岸委員長、お願いします。岸議員。

〔総務常任委員会委員長 岸 祐次君登壇〕

総務常任委員長（岸 祐次君） それでは、11番岸です。総務常任委員会の議案審査報告を行います。定例会開会日3月2日に、議長より付託されました議案1件につきまして、先ほど審査報告いたしました3月12日、補正予算等の審議に引き続き審査をいたしましたので、結果を報告いたします。

議案第32号 平成27年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、委員から、現状の貸付件数と残高について質疑があり、件数は46件、貸付残高は平成27年3月5日現在、1億2,305万円との答弁がありました。採決の結果は、原案適正と認め、全会一致可決であります。

以上、報告いたします。

議長（近藤 保君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

岸委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会小林委員長、お願いします。小林議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林一喜君登壇〕

文教厚生常任委員長（小林一喜君） 12番小林です。本委員会では、3月16日、先ほど報告いたしましたけれども、その後引き続き4件の平成27年度特別会計予算の審査報告をいたします。

まず、議案第28号 平成27年度吉岡町学校給食事業特別会計予算は、その主なものは一般会計より2,176万5,000円を繰り入れいたしまして、児童生徒1人当たり年額1万450円を補助し、そのために給食費を下げることができました。この後、食材費が上がったりしたらどうするのだと、そういうような質問もありましたけれども、一切上がっても値上げはしませんと。そういう回答でございました。採決の結果、原案適正と

認め、全会一致可決であります。

議案第30号 平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算は、この歳入の主なものは、国民健康保険税5億341万8,000円やルール外分を含めた一般会計繰入金2億688万7,000円です。滞納繰越分も改善しつつあります。歳出の主なものは、保険給付費の14億1,993万円であります。前年対比1,545万2,000円の増です。これに対しては、吉岡町健康No.1プロジェクトの三本柱の有酸素運動の促進、食育の推進、健康増進の各事業の推進に期待したいところであります。採決の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第33号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計予算は、歳出の主なものは、保険給付費の12億8,853万3,000円、前年対比9,180万円の増であります。特に居宅介護サービス給付費は5億8,800万円として、前年対比6,000万円の増です。採決の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決であります。

議案第34号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ1億6,276万3,000円で、前年対比140万円の増であります。ほぼ横ばいであり、これは採決の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決であります。

以上で、審査報告を終わります。

議長(近藤 保君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会神宮委員長、お願いします。神宮議員。

〔産業建設常任委員会委員長 神宮 隆君登壇〕

産業建設常任委員長(神宮 隆君) 13番神宮です。産業建設常任委員会関係につきましては、先ほど報告した補正予算などに引き続き、平成27年度予算の29、31、35号の3議案について、審査結果を報告をいたします。

議案第29号 平成27年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算は、全体計画のうち、362ヘクタールが終了し、残り3ヘクタールとなり、面整備が終了いたしました。委託費、それから工事費など、前年比7,001万円の減額です。原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第31号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算は、汚泥処理の年間負担額261万1,000円、新年度については、管路の補修、不明水対策を行っていくとしております。前年対比375万6,000円の減額です。原案適正と認め、全会一致

で可決です。

議案第35号 平成27年度吉岡町水道事業会計予算は、工業用水の大口利用がなくなり、前年比収益的収入は、2,408万4,000円の減収になりますが、平成27年までは値上げしないでもつ予定ということです。なお、石綿管の布設替えを平成27年から防衛費の補助事業を予定しておりますが、6年ぐらいかかるということでございます。原案適正と認め、全会一致で可決でございます。

以上です。

議長(近藤 保君) 委員長報告は終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(近藤 保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

神宮委員長、ご苦労さまでした。

日程第33 議案第27号 平成27年度吉岡町一般会計予算

議長(近藤 保君) 日程第33、議案第27号 平成27年度吉岡町一般会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君登壇〕

2番(金谷重男君) 議案第27号 平成27年度吉岡町一般会計予算に関して、反対の立場で討論を行います。

平成27年度予算は、歳入歳出64億7,900万円ですが、ここ数年補正予算に重点が置かれ、昨年は63億2,000万円から70億円至近の額に膨れ上がっています。今年度も同様な経過をたどるのではないかと不安を感じております。また、8億5,000万円に膨れ上がった南下防災公園予算も、平成26年度に用地が完了したといえます。予算外で土地開発公社も用地取得をしております。4億円という説明からスタートしたこの公園計画ですが、平成30年完成を目指すとは言いますが、この間に予算の増額はないでしょうか。生徒増による相次ぐ校舎増築で手狭になったグラウンドでの部活動が支障を来している現状改善策の八幡山グラウンド拡張整備こそ、全町民が望むものです。今年度予算にも計上されている南下城山防災公園計画予算の縮減を求めるとともに、新たに浮上した大久保地区の午王頭川親水公園計画の調査費計上についても護岸工事についての要望はお聞きしていますが、公園計画に関して、地域のどのような要望があるのかも知りません。ミニ公園の要望は、町民のたくさんの方からも聞きますが、今こそそういった政策の

転換が望まれるのではないのでしょうか。今年度予算の教育費、そして福祉費、町民生活に直結した予算も含まれていますが、以上のような課題に対して大きなずれを生じていると思いますので、残念ながら平成27年度一般会計予算には反対いたします。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第27号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第34 議案第28号 平成27年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議長（近藤 保君） 日程第34、議案第28号 平成27年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第35 議案第29号 平成27年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算

議長（近藤 保君） 日程第35、議案第29号 平成27年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第36 議案第30号 平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議長（近藤 保君） 日程第36、議案第30号 平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

日程第37 議案第31号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算

議長（近藤 保君） 日程第37、議案第31号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 8 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議長（近藤 保君） 日程第 3 8、議案第 3 2 号 平成 2 7 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 3 2 号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 2 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 9 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長（近藤 保君） 日程第 3 9、議案第 3 3 号 平成 2 7 年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 3 3 号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第 3 3 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4 0 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

議長（近藤 保君） 日程第 4 0、議案第 3 4 号 平成 2 7 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

小池議員。

〔1 0 番 小池春雄君登壇〕

1 0 番（小池春雄君） 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算に反

対の立場で討論を行います。

この制度は、発足当時から高齢者に医療を制限し、別枠診療報酬となりました。高齢者は家族の扶養でしたが、扶養を認めず、一人一人となり、年金から天引きされるものです。保険医団体からも廃止が求められております。

以上のことから反対とするものであります。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第34号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第41 議案第35号 平成27年度吉岡町水道事業会計予算

議長（近藤 保君） 日程第41、議案第35号 平成27年度吉岡町水道事業会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第35号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

町長挨拶

議長（近藤 保君） これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、平成27年第1回吉岡町議会定例会の日程を全て終了しました。

閉会の前に、町長の挨拶の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 定例会閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

議会開会中には、東日本大震災から4年がたち、犠牲者のご冥福をお祈りするとともに、一日も早い復興復旧と被災された皆様が安心して生活が送れるよう願うばかりでもありません。

本議会におきましては、上程いたしました議案、同意案件を可決をいただきまして、まことにありがとうございました。心より感謝と御礼を申し上げます。

さて、いよいよ新年度予算が認められ、新しい年度に向かって準備が整いました。今年度の区切りをしっかりとまとめ、やり残した仕事がないように、円滑な事業の推進を職員にももう一度指示・指導を徹底していきたいと思っております。

また、新年度が円滑にスタートできますように、議員各位のご協力とご支援をよろしくお願いを申し上げます。

何とぞ、皆様方のご理解とご協力をお願いをいたします。

本定例会が、議員皆様方にとりましても、任期中最後の定例会でもありました。

それぞれの思いがあるとは存じますが、今後吉岡町発展のために、一層ご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

「春には三日の晴れなし」と言いますが、一雨降るごとに桜のつぼみも膨らみ、草木が芽吹く様子が見えがえます。「三寒四温」と言いますが、まさに春の息吹を感じるころとなりました。

どうか議員皆様方におかれましては、ますます健康に十分ご留意の上、ご活躍をくださいますようご祈念申し上げ、閉会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。

大変長い間お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（近藤 保君） 以上をもちまして、平成27年第1回吉岡町議会定例会を閉会します。

午前11時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 近 藤 保

吉岡町議会議員 山 畑 祐 男

吉岡町議会議員 宇 都 宮 敬 三